

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和6年4月5日（金）
午後2時20分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議案 第 15 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 18 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 5 議案 第 19 号 魚津市農業委員会「令和 6 年最適化活動の目標の設定等」について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和6年4月5日(金)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 忍

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆

9番 住田 賀津彦 10番 大崎 章博

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

14番 石坂 誠一

5. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名

下中島地区 吉崎 道隆、 天神地区 吉野 俊彦

7. 議事録署名委員

6番 小坂 義則 7番 宮坂 博一

8. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 係長 関口 晶子

主査 本田 陽一 主事 小川 聡志

主事 山根 悠平 主事 小林 智樹

【開 会：午後2時20分】

議 長： それではただ今から令和6年度4月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、6番小坂委員、7番宮坂委員にお願いいたします。

議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。

【議案第15号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

6番： 今ほどの事務局からの説明の通りであります。譲渡人は一人で暮らしており、耕作も管理もできないということで、同地区の譲受人にお願いしたとのことです。譲渡人の他の農地も譲受人に売買している経緯もあり、今回もお願いしたとのことです。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第15号は決定いたします。

議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は5件18筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が17,470 m²です。

【議案第16号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

14番： 1件目については、数年前に現地確認の後に転用許可された場所に危険物倉庫を建てられることにより、車両が停められなくなったため1枚上の田んぼを利用したいとのことでした。当該地は国営事業の受益地になる地域ですが、工事完了前であったため受益地除外が認められました。既存地と併設して利用するようなので問題ないかと思えます。

7番： 2件目については、説明の通りですが、申請地横は農産物の直売所であり、加工もしたいとのことと店舗を拡大したいとのことでしたので、特別問題ないかと思えます。

12番： 3件目については、譲受人の会社はもともとインターの向いの土地を借用して資材を管理していました。申請地の西側は私が耕作しておりまして土地の相談も受けていましたが、今回譲渡人との交渉が成立しましたので申請に至ったそうです。排水についてですが、隣接する既存事務所横に排

水路があり、農地に迷惑もかからないので問題ないかと思えます。

4件目については、私が過去に耕作していましたが、申請地に隣接している周囲がコンクリート壁であり、とても耕作できない状況だったので譲渡人に返却しました。譲渡人も自分自身で管理ができないとのことでしたので申請に至りました。とりわけ問題ないと思えますので、よろしく願いいたします。

2番： 5件目については、事務局説明及び現地確認していただいた通りですが、私の知人も以前にここで耕作をしていましたが、獣害によって耕作できずにいたとのことでした。譲渡人も農地として利用できなかったことから申請に至りました。問題ないかと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

6番： 4件目は、申請地の後ろはどうするのか。また、譲受人は近くに縁者がいなくても所有できるのか。

事務局： 地権者が管理をするとのことですが、許可基準については、集落接続が適用されますので、問題ありません。

5番： 申請地の耕作は悪条件とのことですが、農地区分が1種農地というのは変わらないのでしょうか。

事務局： 過去に土地改良事業を実施している農地ですので、第1種農地で変わることはありません。

議長： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでし

ようか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第16号は意見決定いたします。

議案第17号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案17号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

案件の中に谷越委員と吉崎推進委員に関するものが含まれておりますので、本議案の議事が終わるまで一時退室をお願いします。

(谷越委員、吉崎推進委員 退室)

今月の案件は農用地利用集積計画が全3件、3筆、6,023 m²で、集積等促進計画が全148件、825筆、876,619.20 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

10番： 賃貸借の料金は双方で決められるのか。

事務局： こちらに提出される際には、既に決まっています。

5 番： 営農組合は、借料金を下げる交渉はできているのでしょうか。

事務局： 今回提出されている営農組合については、昨年度に一括で大幅な価格減額改定しております。

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第17号は決定いたします。

(谷越委員、吉崎推進委員 入室)

議案第18号魚津市農業委員会「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第18号魚津市農業委員会「令和6年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。

【議案第18号 配布資料により説明】

議 長： ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見なし」の声あり)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第18号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・非農地通知について（令和6年3月分）
・令和5年度農業員会親交会収支報告について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時40分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第15号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が以前から労働力不足により農地管理ができないため、譲受人の希望により、農地の所有権を移転するものである。申請地は休耕状態であるが、権利移転後は自家野菜の栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、4月1日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第16号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね90 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、既存駐車場が手狭となっていることから、新たな駐車場を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、取引明細書を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については既存排水路へ排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第16号 受付番号2番
(賃貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね30 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	借受人は、需要の増加から既存の直売所では手狭になり、また新規機材の導入もあることから、店舗を増設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は店舗敷地の拡張として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、店舗敷地の拡張が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第16号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、インターチェンジ出入口から300m以内にあり、公共施設整備済区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は、自身が取締役の事業所が、資材置場を必要としているため、貸資材置場を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は貸資材置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、貸資材置場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については自然地下浸透とします。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第16号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、現在の住居の老朽化から新たに住居を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、融資手続書を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第16号 受付番号5番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（3 ha）の一団の農地の区域内にあり、第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人は、既存ストックヤードがまもなく受入不能となることから、既存地の近くに新たなストックヤードを設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は建設残土ストックヤードとして必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、建設残土ストックヤードが目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水排水については、新規に設置する沈砂池にて濁水処理後、県道側溝へ排水されます。 また、粉じんの発生が予想される日は、散水車にて散水を行い粉じんの発生を防ぐ計画です。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		